

このご意見提出者とは次のようなやり取りをしています。

第1回ご意見提出：1月11日，委員会回答：3月21日

第2回ご意見提出：3月28日，委員会回答：6月19日

ここには第1回のご意見とそれに対する委員会の見解を示します。

第2回目のご意見とそれに対する委員会の見解（2001年6月19日回答欄に記載）も参照してください。

2001年3月21日

### 頂いたご意見

#### 1．学会員に難題を課する

行動指針には多数の「しなければならない」規定がありますが、学会員にとって自分にできそうもない崇高なあるいは難題の規定は、これを守れなければ、道義的には退会するか、規定を無視して行動するかしかなくなるでしょう。こうなるとは何のための規定かを問われることになり、制定する意味が雲散するでしょう。学会員となる時学会の設立の趣旨のみを了解して加入した会員に対して後からできた規定で厳しく律することは、加入という契約の趣旨を変え、義務の規定に対する踏み絵を踏ませる結果になります。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

既に会員であるかたに対しては、倫理規定について十分ご理解いただいた上、総会の場でご承諾いただくという手続きを踏ませていただきます。また倫理規定制定後に新たに会員になっていただくかたには、その際に規定の趣旨を十分ご理解いただくこととします。倫理規定の内容には非常に厳しく解釈をした場合遵守できないというものもあるかもしれませんが、倫理規定そのものは道しるべにすぎず、実際の場面でどう行動すべきかについては倫理規定を頭に置きながら会員が各自で見出していかざるをえないものです。だからといって倫理規定を制定する意味がないとは思いません。少なくとも、会員の専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考えさせる機会を提供することになります。これを機会に会員の倫理的行動とはどういうものか、学会で議論を続けたいと存じます。

### 頂いたご意見

#### 2．特定の倫理観の強制

各自には個有の倫理観、価値観があり、その多様性を認めることから研究者や専門家は互いに啓発されるはず、というのが学会の暗黙の理念ではないかと思いますが、特定の行動指針のみが是とされるよう制定委員が提案することが妥当でしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理観、価値観は厳密には個人ごと、社会ごとに異なります。しかし私たちの属する様々な社会にはその社会ごとに共通するモラルと常識が存在することも事実です。共通する部分について明文化することは多くのメリットがあります。まず倫理について考える機会を与えます。あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に

迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与します。原子力学会は原子力の専門家によりなる組織です。原子力の専門家はどのように振る舞うのが倫理的か、自ら議論することも大切です、原子力の専門家以外のかたがたと議論することも大切だと思います。我々は特定の会員の倫理観を他の会員に押し付けるつもりは毛頭ありません。共通する部分の明文化に努力しておりますので、もし賛成できない部分がありましたら具体的にご指摘いただければ幸いです。

#### 頂いたご意見

##### 3. 困難な問題の強要

「会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させ～」(指針前文)

「原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう不断の努力を積まなければならない」(1-3)

「安全確保のため常に最大限の努力を払わなければならない」(2-1) 等々

これらはとても普通の人にはできることではなく、「不断の」や「最大限の努力」を払うべきとするなら、通常の仕事はうち捨てても取り組めと学会が指示することになってしまい、倫理のレベルを超えます。この様な不可能の強制とも言うべき規定が随所に見られます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

非会員も含めた原子力関係者の倫理の向上については「努めなければならない」と努力することを求めたものです。不可能かもしれない「倫理の向上そのもの」を求めたものではありません。「不断の」や「最大限の努力」という言葉で要求しているのは、「問題を意識した場合には常に」、「可能な限り最大限の努力」を払うことで、不可能だとは思いません。なお、「安全確保のため常に最大限の努力を払う」ことに対しては通常の仕事に優先すると考えます。自らは問題を起こさないというのが安全確保の消極的実現方法なら、自らが生じさせた問題でなくても解決の努力を払うというのが積極的な方法です。法律では通常後者についてまで要請できませんが、倫理規定はそこまで踏み込んで要請しています。ただ、具体的な行動はどうあるべきかまでは倫理規定に書くことはできません。その状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになります。倫理規定はそのときの道しるべで、可能な解を探すのは会員個々の責任です。具体的事例に則してどのように行動すべきかの議論も行っていくべきだと考えます。字面だけで不可能の強要と決めつけないでいただけると幸いです。

#### 頂いたご意見

##### 4. 闘争の奨め

「自らの権限でこれを改善できない場合には、権限を有するものへ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない」(2-4) 同様に(5-2)(6-3)等。実際の職場では難しく、首を覚悟で闘争することを学会が奨めていることになるでしょう。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

この条文は闘争を勧めているものではありません。まずなすべきことは、自らの職場が問題を生じたときに改善を提案できる環境であるかどうか省みて、もしそうでなければ改善する努力を日常的に払うことが大切です。権限を有するものへ働きかけも具体的には誰に対して実施するかは状況ごとに異なるでしょう。闘争という形を選ぶことはかえって問題解決を難しくするので避けられる場合は避けるべきです。外部に働きかける内部告発は最後の手段です。条文をよく読んでいただければ、これが闘争の勧めでないことはご理解いただけます。

#### 頂いたご意見

##### 5. 改訂の方向

「行動指針」は具体的すぎて、個々には困難になりすぎている原案を、普通の会員が守れるようなものとするために削除し、前文で言う「心構えと言行の規範」に留めるよう、「憲章」までとする。憲章は気構え、決意を公約数として表したものでよく、強制的なものとしない。名称も倫理規定でなく「倫理憲章」とする。憲章の7は会員に被雇用者とは限らない指導的立場の人がいることと、法が規定することを指針としているので削除する。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

極めてわずかな規範を提示することだけで会員が十分に考えるようになるというのならそのようにするのも一つの方法です。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。その点をご理解いただきたいと存じます。